

育児休業に係る保育所等の継続利用申立書

- ◆育児休業中は、保護者の方が家庭で保育を行うことができるため、原則として認可保育所等を利用することはできません。しかし、すでに利用中の児童については、集団保育の必要性や発達上の環境変化が与える影響等の観点から、継続して利用することが必要であると認められる場合のみ、特例で入所が認められます。この申立書は、すでに認可保育所等を利用中の児童が、継続利用を必要としているかどうかを確認するためのものです。
- ◆育児休業から復職した後は、復職後の「就労証明書」及び「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」を、糸島市子ども課または利用中の認可保育所等へ提出して下さい。

令和 年 月 日

現在保育所等を利用中の下記児童について、育児休業取得中も継続利用を希望するため、下記のとおり申し立てます。

●利用児童情報

利用児童名 (すでに保育所等に在園中の児童)	生年月日	年 月 日
	生年月日	年 月 日
	生年月日	年 月 日
利用中の施設名		

●育児休業取得情報

育児休業取得者氏名	生年月日	年 月 日
出生児童名	生年月日	年 月 日
育児休業取得期間	年 月 日	～ 年 月 日
復職予定日	年 月 日	
保育所等の継続利用を希望する理由	<input type="checkbox"/> すでに利用中の児童が5歳児で、次年度に就学を控えているため	
	<input type="checkbox"/> 出産した保護者または出生児童の健康状態がよくないため	
	<input type="checkbox"/> すでに利用中の児童の発達上、環境の変化に留意する必要があるため	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	